

申込みに当たっての注意事項

以下についてご確認ください、ご了解の上でお申し込みください。

- 1 申込み団体等の概要、活動状況が分かる資料を提出する。
- 2 『備蓄食品の提供に関する合意事項』について了承する。
- 3 申込みは 1 箱単位とする。
- 4 確実に食品として利用できる量を申し込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 5 提供方法については、先着順とする。なお、申込み期限前に提供数量に達する場合があることについて了承する。
- 6 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

備蓄食品の提供に関する合意事項

1 転売等の禁止

備蓄食品の提供を受けたフードバンク団体等は、当該提供された食品(以下「提供食品」という。)を社会福祉法人、特定非営利活動法人、地方公共団体その他生活支援を必要とする個人の支援を行う団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を無償譲渡するものとし、転売及び金銭その他の有価物との交換を行ってはならない。

2 備蓄食品の引渡し

- (1) 備蓄食品を提供する前に人事院において備蓄目的に沿って消費する等の理由により提供できる数量に変更が生じた場合には、提供数量の調整を行う。
- (2) 提供を受けるフードバンク団体等は、人事院と協議の上、備蓄食品の引渡し日時を決定し、当該日時に人事院が指定した場所での受取りを確実にを行う。

3 提供食品の管理

提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点について適切に対応するとともに、第三者に無償譲渡する場合には、当該譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 提供食品の保管、荷捌きに必要な設備及び機械を設置・保有すること。
- (2) 提供食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、第三者に対して提供・譲渡しないこと。
- (4) 提供食品を保管する施設の衛生管理を行うこと(定期的な清掃、採光、照明、換気等)。
- (5) 提供食品の賞味期限が過ぎた場合は、自らの費用負担により適切に廃棄すること。なお、下記 6 に準じて、自らの責任において取り扱うことは妨げない。

4 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の品目ごとに、取扱いに関する情報(フードバンク団体等が当該食品を第三者に提供した時期、提供個数、提供先)を記録し、これを1年間保存する。

また、人事院から指示があった場合は、当該情報を報告する。

5 責任の所在

- (1) 人事院は、提供食品がフードバンク団体等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク団体等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の引渡し後に生じた事故その他の損害については、提供を受けたフードバンク団体等が責任を負うものとし、人事院はその責任を負わないものとする。

6 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下の(1)から(3)までの事項を遵守する。

- (1) 提供を受けたフードバンク団体等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において人事院から当該提供食品を引き取ること。
- (2) 提供を受けたフードバンク団体等は、当該提供食品の譲渡先を、人事院から安心して食べきる目安となる期限として示された期限内に当該提供食品を最終的に消費する者に限ること。
- (3) 提供を受けたフードバンク団体等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際に、その形状、色、臭い及び味等について譲渡先自らが確認の上で、食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝えること。

7 協議

本合意事項に記載がない事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、提供を受けたフードバンク団体等と人事院とで協議の上、解決するものとする。

8 反社会的勢力の排除等

提供を受けるフードバンク団体等は、自己が現在また将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、人事院の信用を毀損する行為を行わないことを約する。